

石狩市と三井住友海上火災保険株式会社との包括連携協定書

石狩市（以下「甲」という。）と三井住友海上火災保険株式会社（以下「乙」という。）とは、次のとおり、協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 甲及び乙は、相互の連携を強化し、地域の活性化及び住民サービスの向上を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するために、次の各号に掲げる事項を連携して取り組むものとする。

- (1) SDGsの推進に関すること
- (2) 防災・減災及びリスクマネジメントに関すること
- (3) 地域産業の振興・支援に関すること
- (4) 脱炭素化への取組支援など環境対策に関すること
- (5) スマートシティ、スマート農業、DXの推進に関すること
- (6) 健康・福祉の増進に関すること
- (7) 地域の安全・安心に関すること
- (8) 子育て及び高齢者支援に関すること
- (9) その他、地域の活性化及び住民サービスの向上に関すること

2 甲及び乙は、前項各号に定める事項を効果的に実施・促進するため、定期的に協議を行い、具体的な取組内容、実施方法及び費用負担その他の条件については別途取り決めるものとする。

3 乙は、第1項各号に定める取組の一部を、甲と協議のうえ、乙の関係会社を実施させることができる。

（秘密保持）

第3条 甲及び乙は、本協定に基づく連携により相手方から受領した情報について、第1条に定める目的の範囲内でのみ使用するものとし、相手方の書面による事前の承諾なく第三者に開示又は漏洩してはならない。ただし、次に掲げる情報を除く。

- (1) 相手方から受領したときに既に公知となっていたもの又は相手方から受領後、自らの故意又は過失によらずして公知となったもの
- (2) 相手方から受領したときに既に保有していたもの又は相手方から受領後にその情報を開示する正当な権限を有する第三者から入手したもの
- (3) 法令により開示を求められたもの

2 甲及び乙は、本協定が第5条に定める有効期間の満了により効力を失った後も、前項による秘密保持の義務を負う。

（反社会的勢力の排除）

第4条 甲及び乙は、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当し、又は報道等により該当する蓋然性が高いと一般的に認められる場合には、相手方は何らの催告を要せず本協定を解除することができる。なお、甲及び乙が本条の規定により本協定を解除した場合、解除された相手方に損害が生じても解除した当事者は賠償責任を負わない。

- (1) 甲、乙又は甲、乙の役員若しくは実質的に経営に関与する者又は従業員等（以下「役職員等」という。）が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等といった反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という。）である、又は反社会的勢力であった場合
- (2) 甲、乙又は甲、乙の役職員等が反社会的勢力に対し、不適切な出資、貸付、資金若しくは役務提供等をしている場合又は反社会的勢力と何らかの不適切な取引をしている場合
- (3) 前各号に掲げる場合のほか、甲、乙又は甲、乙の役職員等が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係をもっている場合
- (4) 甲、乙又は甲、乙の役職員等が、自ら又は第三者を利用して、相手方に対して暴行、傷害、脅迫、恐喝、威圧等の暴力的行為又は詐欺的手法等を用いて不当な要求行為等を行った場合

(有効期間)

第5条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了の前月末日までに、甲及び乙のいずれかから本協定を更新しない旨の通知があった場合を除き、本協定は1年間更新され、その後も同様とする。

2 甲及び乙のいずれかが本協定の解約を希望する場合は、解約予定日の1か月前までに書面をもって相手方に通知することで、本協定を解約することができる。

(協議)

第6条 本協定に定めない事項及び本協定の解釈又は履行につき疑義を生じた場合は、甲及び乙にて誠意をもって協議のうえ、円満に解決を図るものとする。

以上、本協定の証として本書2通を作成し、甲及び乙が署名のうえ、各自1通を保有する。

年 月 日

甲：(住所) 北海道石狩市花川北6条1丁目30-2
(団体名) 石狩市
(代表者) 市長

乙：(住所) 札幌市中央区北3条西2丁目
(団体名) 三井住友海上火災保険株式会社
(代表者) 理事 北海道支店長